

青森県立保健大学中期計画（案）の概要

中期計画の期間（P 1）

平成26年度から平成31年度まで

大学の教育研究等の質の向上

1 教育

(1) 入学者の受入れ（P 1）

学士課程	No 1 入学者選抜方法の検証と改善 No 2 学生募集方策の検討及び実施
大学院課程	No 3 社会的ニーズに合致した大学院への変革

(2) 学生の育成（P 1）

学士課程	No 4 教養教育の充実 No 5 健康科学部共通教育の展開 No 6 専門教育の推進 看護学科 No 7 専門教育の推進 理学療法学科 No 8 専門教育の推進 社会福祉学科 No 9 専門教育の推進 栄養学科
大学院課程	No10 大学院生の研究推進（博士前期課程） No11 大学院生の研究推進（博士後期課程）

(3) 教育内容等（P 2）

教育課程の改善	No12 新カリキュラムの構築
教育方法の改善	No13 教育情報システムによる教育方法の改善

(4) 教育の実施体制（P 3）

教員の教育能力の向上	No14 F Dマップを用いた教員の目標管理の推進 No15 教員評価の結果分析及び制度検証 No16 F Dプログラムの継続
教育・学習環境の整備	No17 教員の適正配置と教育分担の公平性 No18 情報ネットワークによる教育・学習環境の充実 No19 図書館機能の改善による教育・学習環境の充実

(5) 学生への支援（P 3）

学生への学生生活支援	No20 導入時教育プログラムの充実 No21 学生支援方策の充実
学生へのキャリア支援	No22 学生へのキャリア支援の充実 No23 同窓会を核とした連携の強化

2 研究 (P 4)

研究内容	No24	地域課題の解決に向けた研究の推進
研究水準及び研究成果	No25	研究成果の量的及び質的向上
	No26	研究成果の社会への還元
研究実施体制	No27	研究活動の活性化

3 地域貢献 (P 5)

地域との連携や地域貢献	No28	教育・研究資源の地域社会への提供
	No29	地域の活動の支援システムづくりの推進
県民への学習機会等の提供	No30	県民への学習機会等の提供と専門職スキルの向上
国際交流	No31	海外教育機関との国際交流の推進
	No32	国際的学术交流の推進
人材の輩出	No33	県内就職率向上の促進

業務運営の改善及び効率化 (P 5)

組織運営の改善	No34	効率的かつ効果的な組織運営の確保
	No35	監査業務の実施
教育研究組織の見直し	No36	教育研究組織の見直し及び柔軟な組織運営
人事の適正化	No37	人事評価システムの実施・検証
	No38	事務職員に対する研修制度の実施
事務等の効率化・合理化	No39	事務の整理及び組織・業務の検証

財務内容の改善 (P 6)

外部研究資金	教育関連収入	No40	教育関連収入の適正設定
	その他の自己収入の増加	研究関連収入	No41
			No42
	財産関連収入	No43	大学施設の有料開放の推進
経費の抑制		No44	管理運営経費の抑制
資産の運用管理の改善		No45	資産の適切な運用管理による資産の延命

自ら行う点検及び評価並びに情報の提供（P 7）

評価の充実	No46	自己点検・評価と評価結果の公表
	No47	第三者評価機関による大学認証評価の受審
情報公開及び広報の推進	No48	多様な広報媒体を活用した情報の公開
	No49	UI戦略に基づいた広報活動の展開

その他業務運営（P 8）

施設設備の整備、活用等	No50	施設設備の点検・補修による有効活用
安全管理	No51	危機管理に係る意識啓発
人権啓発	No52	人権教育の推進
法令遵守	No53	法令遵守活動の推進

予算、収支計画及び資金計画（P 9～11）

予算総額	10,145 百万円（平成26年度～平成31年度）
収支計画総額	10,382 百万円（平成26年度～平成31年度）
資金計画総額	10,145 百万円（平成26年度～平成31年度）

短期借入金の限度額（P 11）

2億5千万円

出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に
関する計画（P 11）

なし

出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画（P 11）

なし

XI 剰余金の使途（P 11）

教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。

XII 青森県地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項（P 12）

施設及び設備に関する計画	老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等を行う。	
人事に関する計画	人員配置に関する方針	職員数管理計画等に基づく適正な人員配置に努め、効率的かつ効果的な大学運営を図る。
	人材確保及び育成に関する方針	人事評価制度により、教員の教育研究諸活動の活性化と一層の充実及び事務職員の資質の向上を図るとともに、優秀な人材の確保に努める。
積立金の処分に 関する計画	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	
その他の事項	なし	